

令和 7 年度徳島県外国人介護人材マッチング支援事業
業務委託仕様書

1 事業名

令和 7 年度徳島県外国人介護人材マッチング支援事業

2 業務の目的

外国人介護人材採用のノウハウを有しない介護施設等（※）における特定技能 1 号外国人採用にあたって、必要な準備や定着支援について情報提供を行うことで不安や疑問の解消を行い、県内介護施設等における外国人介護人材の確保・定着を図る。

※ 本事業の対象となる県内介護施設等は、県内に所在する介護保険法に基づく介護サービス事業所等のうち、特定技能 1 号外国人の受入対象となっている介護施設等とする。以下同じ。

3 委託契約期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 委託料上限額

金 5, 500, 000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 委託業務の内容

（1）外国人介護人材の就労・転職状況及び採用意向等の調査

ア 県内の外国人材が就労可能な全介護保険サービス事業所を対象とする。

イ Webアンケートにて実施することを想定している。

ウ より多くの有効回答数が確保できる効果的な手法にて実施すること。

エ 介護施設等に向けた調査への協力依頼について、県はメール送付や県ホームページ掲載により行うが、受託者においても可能な限り実施すること。

オ アンケート内容を提案すること。なお、内容は県との協議により決定する。

カ アンケートフォームの作成、集計及び現状把握だけでなく、原因やその対策を分析すること。

キ 県の指定する期限までに、中間報告書及び最終報告書を電子データで提出すること。

（2）受入準備オンラインセミナーの開催

ア 外国人介護人材を採用していない県内介護施設等に対し情報提供を行い、不安や疑問を解消するための受入準備オンラインセミナーを開催する。

イ セミナーの内容については、少なくとも次の①から④までの内容を含めること。

その他、受入準備セミナーの目的に適合する内容を、県と協議の上で実施する。

- ① 外国人介護人材受入制度の改正等概要説明
- ② 特定技能1号外国人採用のメリット及び受入れの流れ
- ③ 既存受入施設等の事例紹介
- ④ 徳島県内の介護施設等に勤務している外国人介護人材（特定技能1号外国人1名以上）の登壇、質疑応答

ウ 本事業は、特定技能1号外国人と県内介護施設等とのマッチングに際して生じる経費（マッチング成立時における人材紹介料等）及び特定技能1号外国人の受入に際して生ずる経費（入国手続きに係る書類作成費、渡航費、登録支援機関費用等）について、全て県内介護施設等が負担することを前提としていることから、その点を県内介護施設等へ誤認が生じないように明確に説明する。

エ セミナー開催のために必要な環境・機材・資料等の準備や講師の手配等については受託者が行う。

オ セミナーの参加者に対し、アンケートの実施及び取りまとめを行う。

（3）外国人介護人材受入施設等見学会

ア 外国人を採用していない県内介護施設等が外国人採用後の様子をイメージできるよう、就労中の外国人介護人材の勤務風景を見学し、直接対話できる場を設ける。

イ 見学会の内容については、次の①から③までの内容を含めること。その他、見学会の目的に適合する内容を、県と協議の上で実施する。

- ① 就労中の外国人介護人材の勤務風景の見学
- ② 就労中の外国人介護人材（特定技能1号外国人1名以上）と直接質疑応答
- ③ 外国人介護人材を担当する職員との質疑応答

ウ 見学会開催のために必要な環境・機材・資料等の準備や講師・会場の手配等については受託者が行う。

エ 見学会の参加者に対し、アンケートの実施及び取りまとめを行う。

（4）定着支援オンラインセミナーの開催

ア 県内介護施設等に対し、外国人介護人材の県内への定着支援についてのセミナーを開催する。

イ セミナーの内容については、少なくとも次の①、②の内容を含めること。その他、定着セミナーの目的に適合する内容を、県と協議の上で実施する。

- ① 既存受入施設等における具体的な定着事例の多数紹介
- ② 徳島県内の介護施設等に勤務している外国人介護人材（特定技能1号外国人1名以上）の登壇、質疑応答

ウ セミナー開催のために必要な環境・機材・資料等の準備や講師の手配等については受託者が行う。

エ セミナーの参加者に対し、アンケートの実施及び取りまとめを行う。

(5) SNS等によるコンテンツ発信

ア 県内で勤務する外国人介護人材の増加に効果のあるコンテンツをSNS等により発信する。

イ 対象者や内容等については、受託者の提案を受け、県と協議の上で決定する。

ウ 令和5年度徳島県外国人介護人材マッチング支援事業において県が作成した動画・リーフレットを活用することも可能とする。

(6) 県内介護施設等を対象とした本事業の周知

ア 本事業で実施するセミナー等の周知について、県はメール送付や県ホームページ掲載により行うが、受託者においても可能な限り実施すること。

6 業務実施体制

受託者は、県との連絡を密に行い、遅延なく業務を遂行できるよう、本業務を指揮する統括責任者を配置するとともに、実施体制の確保を図ること。

7 実績報告

業務が完了後、上記5(1)～(6)の結果について、県に報告を行うものとする。また、その他業務の進捗状況に合わせて県に報告を行うものとする。

8 その他

(1) 受託者は、業務を遂行するにあたり、適用のある関係法令を遵守すること。

(2) 受託者は、受託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われるものについては、県と協議の上、業務の一部を委託することができる。この場合、再委託する業務、再委託先を事前に県に報告し、承認を受けること。

(3) 受託者は、本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、その都度県と協議し決定するものとする。

(4) 受託者は、本事業を実施するに当たり、事故や業務実施上の課題などが発生した場合には、速やかに県に連絡するものとする。

(5) 受託者は、本事業を実施する上で個人情報を取り扱う場合には、徳島県個人情報保護条例(平成14年条例第43号)を遵守し、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損防止、その他個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

(6) 受託者は本業務の経理を他の経理と区分し、事業の収支を明らかにする書類の整備及び適正な経理処理を行うこと。

(7) 受託者は、本事業の実施に係る書類を整理し、委託事業完了後5年間保管することとし、県が書類の閲覧を求めたときは、これに応じなければならない。